生活保護法による介護機関の指定..... 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出...... 生活保護法による医療機関の指定.....

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.

政健

告

示

目

次

右

右 右

建設業者の許可の取消し.....

県東

:

六

肥料の検査結果の概要の公表.

公

告

公共測量の終了.....

公共測量の実施..... 保安林の指定予定.....

(監

理

課 : _ ::

同

林

:

:

政同同同同同

: : ÷ : : :

右 右

出

先 機 関

道路の位置の指定.....

県上

=

第二千八百六十八号

十二月十日

青森県告示第八百二十八号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、 次の指

平成十九年十二月十日

同同

同

青森県知事

Ξ

村

申

吾

元二二二	弘前市大字五所字野沢三九の一〇	いずみ薬局相馬
一 九 二 -	ス長苗代二 C ハ戸市長苗代二丁目二〇の一オフィ	護ステーション八戸 株式会社コムスン訪問看
一九•一〇•三二	八戸市内丸三丁目九の九	医療法人フルダテ歯科
平成元 与宝	三沢市中央町二丁目四の二〇	診療所 医療法人愛歯会黒田歯科
廃止年月日	所在地又は住所	名称又は氏名

青森県告示第八百二十九号

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助

平成十九年十二月十日

同同

:

:

口 ベ

青森県知事 吾

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

(経営管理課)

公営企

業

示

Ξ 村 申

名称又は氏名	所在地又は住所
小杉デンタルクリニック	弘前市大字早稲田二丁目一の二
医療法人愛歯会黒田歯科	三沢市幸町一丁目二の一
フルダテ歯科	八戸市内丸三丁目九の九
おおま歯科	一下北郡大間町大字大間字大間二八の
日本調剤弘前薬局	弘前市大字本町五二
たむら薬局浜通り店	八戸市白銀三丁目六の一四
サカエ薬局とわだ中央	十和田市西十二番町一一の一三

青森県告示第八百三十号

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助

平成十九年十二月十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

リー ブケア	名	_		
ケ社 アビ	称	事		
二一青 〇の森 一一市 号長	所主た	業		
〇一号 80一 熊谷ビル ル	を事務所の 地の	者		
	名			
八戸 説問 でいっぱい びりー ブ訪問看	称	事		
	所	業		
ス長苗代二 C 日二〇の一オフィ て	在	所		
Cフニ	地			
元平 <u>-</u> 成 -	年指 月 日定			

青森県告示第八百三十一号

おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第 一号の規定により告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次のと

平成十九年十二月十日

青森県告示第八百三十二号

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成十九年十二月十日

青
森
県
青森県知事
Ξ
_
1.1
村
_
申
吾

11	"	11	II	リー ブケア	名称	居宅介
"	"	"	11	ル二〇一号 目一の一熊谷ビ 青森市長島三丁	所 在 地	護事業者
訪問介護	介訪 護問 入浴	"	訪問介護	貸福 与祉 用 具	0	居 覧宅 介 重護
ンター ア南ケーアセハ セハ	"	ター アケア セン ン	ンター ボリー ブ南	センター 英祖川 月	名称	居宅介
日二の三川三丁	"	目八の一	フィス 日二〇の 一 大戸市 長苗 代 2 オニ	日二の三川三丁	所 在 地	護事業所
"	"	"	"	元平 二成 一	年月日	指定

青森県知事 Ξ 村 申 吾

変更後	変更前	区分
ひらない歯科医院	平内歯科医院	名称又は氏名
をご言注を川田一旦の一	所在地又は住所	
지 万 구 -	変更年月日	

平成十九年十二月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県告示第八百三十三号

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

ベチィス イス イス イマオ ス株式会社 倉石ハーネ 人三笠苑! 株式会社エ 11 11 " 法 三十番和町 ミ平一の一京三戸郡五戸町 番十 町和田 山田 字弘 柳前 元二九三の記市大字堀越 宣士の二十 市西十三 字町 上大 生応認 活型知 介共症 護同対 貸福 与祉 訪問介護 通所介護 介訪 護問 通所介護 訪問 訪問介護 看護 用 入浴 具 ずシル市 J なョプホ A ンスー十 「テム和 きーへ田 桜 スセンター シャービ ピーグルー アムユー 神 ト ホ あテへ ひショー 11 ンス 地一八の四字戸郡三戸町大明 フィス〇 市 長 の 日本 町十 町十 元村中 " 町十 一和三田 三大津 の字軽 六和の田 六和の田 プログライン 一代字 田代字 稲 日屋 五市 の市 五市 東 一酉 -東 代一代2オニ 番 番 番 11 元: 元 11 11 元 元 <u>-</u> \equiv Ŧi.

"	"	"	株式会社エ	"	"	"	<i>II</i>	II	リー ブケア	名称	介護予
11	"	"	番町四の二八	"	"	"	"	II	ル二〇一号 目一の一熊谷ビ 青森市長島三丁	所在地 地	防事業者
貸福介 与祉護 用予 具防	介訪介 護問護 入 浴防	訪介 問護 介護防	通介 所護 介護 護防	訪介 問護 看予 護防	訪護 門子 う う う う う う う う う う う う う う う う う う	介訪介 護問護 入 浴防	"	訪介 問 門 介 護 防	貸福介 与祉護 用予 具防	類事 3 0 和	事介 養護 予 重防
「セ市 J きン福 A ずター 用和 」 具田	"	ずシル市 J なョプホ A 」ンスー十 「テム和 き	ー「きずな」 ドスセンター 日本ディサー	戸 り 目 り ョ ショ ン 八 ア ジョ ン デ う 説 う ご う う う う う う う う う う う う う う う う	ア ア マ ー ケ ア セ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ	"	ター アケア セン アセン	ンター 部山ケアセ セフラー アマ	センター がまり だりー ブ青	名称	介護予
"	"	町六の五一十和田市東一番	町六の五東一番	フィス 長 苗代 2 オニ	日二の三川三丁	"	目八の一	フィス長苗代2 ス長苗代2	日二の三川三丁	所 在 地	防事業所
"	"	"	- - - - -	"	"	"	"	"	元平 <u>∸</u> 成 ・	年月日	指 定

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの 青森県告示第八百三十四号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

ア・テック

町一〇の二七岩手県盛岡市愛宕

所 デック八戸営業 株式会社ケア・

一八の三八戸市根城三丁目

九

 $\vec{\circ}$

"	"	清 有限会社修	ベチ ストマ トマオ	ス株式会社 社	人同伸会 油会 法	人 鶴住 会 福 祉 法	人三笠福 花会福 花法	"	人吉幸会 法	ア・テック
"	"	二九一の三 大字中里字宝森 森 (本)	三番町三七の二十	ミ平一の一字倉石中市字上	一保字大山三二の 八戸市大字大久	一〇二の二 大字野中字鶴住 北津軽郡板柳町	一字柳元二九三の 弘前市大字堀越	"	上ノ平六〇 字田子字七日市 三戸郡田子町大	岩野県盛岡市愛
訪介 問護 介養防	"	通介 所護 介護 護防	訪介 問護 介養防	"	"	通介 所護 介予 護防	"	"	生応認介 活型知護 介共症予 護同対防	11
森訪問 介護宝	ー 宝森 ンタ	武田の湯 マイサービ カー	あさひ ひョン ンョン	桜 スセンター デイサービ	のあ杏 家いの 町町町畑り	鶴住 エンター	ピーグルーグ アムユート トホ	苑 I グルー グルー プホ	の 郷 か み ろ く ホ	八戸営業所 水式会社ケ
二九二 大字中里字宝森 森	二九一の一 大字中里字宝森 森	の一九紫田袋井一〇九九の市稲垣町	町一三の一二番	地一八の四字川守田字大明	丁目四の三八戸市桜ヶ丘三	一〇二の二 大字野中字鶴住 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	元三の一 村大字田代字稲 中津軽郡西目屋	上ノ平六〇 字田子字七日市 市	の二字茂市字仲田二三戸郡田子町大	目一八の三八戸市根城三丁
"	元:10.	一九· 九·六	一・一・一	一 二 - 五	立・一・一	一 九 四 一	"	"	一 九 一 一 ·	元・10・ 一

平成十九年十二月十日

コ株 十 式 会 社	リ株 式 ブ会	名	特
社 工	ブ会 ケ社 アビ	称	福祉
町四の二八十和田市西十三番	〇一号 一の一熊谷ビルニ 青森市長島三丁目	所 在 地主たる事務所の	定福祉用具販売事業者
「きずな」 ター 山田市福	祉用具センター ブ青森福	名称	特定福祉用具販売
六十の和	二八の戸	所	具販売
への五一市東一	八戸市是川三	在	事業所
番 町	于 目	地	
一 - - -	元平 一成 一	年指 月 日定	

で 同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年十二月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

二 二 一	習出	の利力を対している。	六十の利	「きずな」	所でできず	町四の二八十三番	ガー会社
-	- 5 J	≣ .	_	-和田市居 -和田市	J :		# # # !
元平 - - - - - - -	日	ハア市類家四下	八八の戸	アセンター ビリー ブハ戸ケ	アビ	一の一熊谷ビルニ青森市長島三丁目	リーブ が が が が が だ に の に の に の に の に の に の に り に り に り に り
年月日	地	在	所	称	名	所 在 地主たる事務所の	名称
 指 定	771	事 業 所	支 援	居宅介護		^设 支援事業者	居宅介護

青森県告示第八百三十五号

第五十五条の二第一号の規定により告示する。

介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

Ξ 申

青森県知事 村 吾

青森県告示第八百三十六号

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したの 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成十九年十二月十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

1九•10•	一八の三八戸市根城三丁目	所ック八戸営業 株式会社ケア・	町一〇の二七岩手県盛岡市愛宕	ア・テック 休式会社ケ
九・ 二・	六の五一十和田市東一番町	「きずな」	町四の二八	株式会社エ
元平	二の三 八戸市是川三丁目	祉用具センター ビリー ブ青森福	〇一号 一の一熊谷ビルニ 青森市長島三丁目	リー ブケア
年月日	所 在 地	名称	所 在 地	名称
指定	業の福祉用具販売	事特定介護予院	業者別別的	事特定介護者

青森県告示第八百三十七号

ので、 農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 Ξ 村 申

保安林予定森林の所在場所

上北郡六ケ所村大字倉内字芋ケ崎六五の九〇

保安林指定の目的

土砂の流出の防備

2 立木の伐採の方法

Ξ

指定施業要件

主伐に係る伐採種は、

定めない

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

村役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び六ケ所

青森県告示第八百三十八号

三項の規定により公示する。 量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測

平成十九年十二月十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

測量計画機関

弘前市

測量の種類

公共測量 (2級基準点測量、 3級水準測量

Ξ 測量の期間

平成十九年十一月十五日から平成二十年一月二十五日まで

兀 測量の地域

弘前市南西部

吾

青森県告示第八百三十九号

量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

平成十九年十二月十日三項の規定により公示する。

弘前市 測量計画機関

青森県知事

Ξ

村

申

吾

測量の種類

公共測量 (道路台帳平面図作成)

測量の期間

Ξ

平成十九年六月二十二日から同年十月三十一日まで

弘前市西部 連量の地域

兀

公

県

青

森

뜯

肥料の検査結果の概要の公表

の検査の結果の概要を次のとおり公表する。 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第三十条第七項の規定により、肥料

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申

吾

肥料の名称発酵	肥料の種類加工	称及び住所 上北 上北 上北 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	登録番号第二
発酵鶏糞	加工家きんふん肥料	北郡横浜町字林尻一○二の一○○	第三三九号

検査の結果の概要				
その他検査	保証票調査	検分 査析		
		指摘事項	項目	
指摘事項なし	指摘事項なし	なし	その他の制限事項有害成分 窒素全量、	
			水分が酸全量、	
			加里全量	

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり)

平成十九年十二月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 千葉建設工業株式会社

二 代表者の氏名 千葉 隆

三(主たる営業所の所在地)東津軽郡今別町大字鍋田字関ロー九七

許可番号 青森県知事許可 (特 一七) 第一二一三六号

兀

五 取消年月日 平成十九年十一月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

定建設業の許可土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゆんせつ、水道施設工事業に係る特土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゆんせつ、水道施設工事業に係る特

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。平成十九年十一月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

第2868号

兀 Ξ

青森県知事 Ξ 村 申

吾

出

先

機

関

商号又は名称 千葉建設工業株式会社

平成十九年十二月十日

代表者の氏名 千葉 隆

許可番号 主たる営業所の所在地 青森県知事許可 (般 一七) 第一二一三六号 東津軽郡今別町大字鍋田字関口一九七

取消年月日 平成十九年十一月十三日

六 五

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十九年十一月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

び二三

平成十九年十二月十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 和田電気商会

代表者の氏名 和田

主たる営業所の所在地 青森市大字筒井字八ッ橋七〇の九

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 五 第一六四九〇号

五 取消年月日 平成十九年十一月十三日

取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十九年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二 上北地域県民局告示第九号 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。 その関係図面は、 青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部

及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月十日

上北地域県民局長 北 村 収

 一 一 一 一 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	位
D三一の三四〇六 〇八、三一の三四〇五及 沢市南町二丁目三一の三	置
一〇回・	延
・二 ト ル	長
六・〇〇メートル	幅
メートル	員
元平 一成 三	年指 月 日定

営 企

公

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十九年十二月十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

物品の名称及び数量

七

六

契約金額

青森市問屋町一丁目一一の一五

江渡商事株式会社

五千六百七十万円

一般撮影装置 一式

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

兀 Ξ 五 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 契約の方法 契約の相手方の名称及び住所 平成十九年十一月十六日 契約の相手方を決定した日 随意契約 青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院管理調達課

随意契約の理由

八号の規定を適用したものである。 ため、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第 契約の相手方を決定した手続 予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたも 一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がない

青

九

入札の公告を行った日 平成十九年十月五日